

平成22年度

全国特別支援学級設置学校長協会  
秋季研究協議会  
第27回関東甲信越地区研究協議会

◆研究テーマ

「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」  
—自立と社会参加を目指して、学校、医療、家庭・地域が手をつなぐ—



期 日 平成22年10月29日(金)

会 場 土浦市民会館

主 催 全国特別支援学級設置学校長協会  
茨城県特別支援学級設置学校長協会

---

---

# 目 次

---

---

あいさつ .....	2
全国特別支援学級設置学校長協会 会長 河本 眞一	
第27回関東甲信越地区研究協議会 実行委員長 内山 英樹	
大会実施要綱 .....	4
研修1 講演 .....	6
筑波大学 大学院教授 宮本 信也	
研修2 事例発表 .....	8
(1) 茨城県坂東市立岩井中学校長 高橋 文也	
(2) 茨城県土浦市教育委員会指導主事 栗山 加代子	
研修3 講話 .....	12
社会福祉法人あおぞら共生会副理事長 明石 洋子	
表紙イラスト説明 .....	14

---

---

# 挨拶

---

---



全国特別支援学級設置学校長協会

会長 河本 眞一

平成 22 年度・全国特別支援学級設置学校長協会（秋季研究協議会）・第 27 回関東甲信越地区研究協議会（茨城県大会）が土浦市で開催されますこと、心よりお慶びを申し上げます。

本大会の準備にあたられました茨城県特別支援学級設置校長会会長、大会実行委員長・内山英樹様をはじめ、茨城県特別支援学級設置校長会の皆様方のご尽力に対し心より敬意と感謝の意を表します。

また、本大会の開催にあたり、特段のご配慮をいただきました茨城県教育委員会、土浦市教育委員会、茨城県学校長会、茨城県教育公務員弘済会、茨城県教育研究会はじめ、多くの関係機関の皆様へ深く感謝を申し上げます。

さて、学校教育法の一部改正が施行され、新たな理念で特別支援教育がスタートして今年度は 4 年目に当たります。これまでに障害のある児童生徒一人一人のニーズに応える個別の教育支援計画や個別の指導計画が整備され、一人一人の児童生徒の実態に即した教育内容が編成されるなど、質・実ともに充実した教育活動が実践・展開されています。

しかし、特別支援学級に在籍する児童生徒数が平成 10 年度では 67,974 名でしたが、平成 21 年度には 135,166 名と約 2 倍に増加し、それに伴う学級数も 23,902 学級から 42,067 学級と急増したことは、新たな課題を生むこととなりました。その一つに、特別支援学級担当教員のこれまでの経験や教員としての経験年数、専門性や指導力、さらには教師としての人間性等があります。更にはその教員を日常的に指導育成していく校長のリーダーシップの発揮は、喫緊の課題になっています。

本大会の研究主題である『一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進』～自立と社会参加を目指して、学校、医療、家庭・地域が手をつなぐ～ は、まさに今求められている教育、すなわち障害のある児童生徒一人一人の将来を見据え、個の特性やニーズに応じた本質的な教育課題であり、障害のある児童生徒の生きる力の育成を裏打ちするものと考えます。まさに茨城県特別支援学級設置校長協会の時機を得た研究であると痛感しています。

ところで平成 22 年 6 月、現在大きな課題となっております国連の障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内の法律・制度・施策等の整備に関連して、内閣府の「障害者制度改革推進会議」が第一次意見として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」としてまとめたものが、閣議決定されました。その後、文部科学省では中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、本格的に細部にわたる内容の検討・論議が展開されています。ここでの教育制度改革におけるインクルージョンの理念の実現が如何に図られるか等の論議に期待が寄せられています。私たちは障害による差別に反対し、障害のあるなしにかかわらずすべての子どもたちの尊厳が認められる社会、すなわち共生社会の実現をめざして特別支援教育を進めています。私たちはすべての子どもたちが主体的に社会参加し、豊かに生きることができるよう、またそのような生き方が可能になる社会環境をつくるために不断の努力をしていかなければなりません。

今大会の関東甲信越地区研究協議会茨城県大会が爽り多き研究協議会となり、その成果が各学校の課題解決の糸口となるとともに、都道府県各地域の特別支援教育の発展へと積み上げられますことを祈念し、大会のご挨拶といたします。

（平成 22 年 8 月吉日）

---

---

# 挨拶

---

---



茨城県特別支援学級・  
通級指導教室設置学校長協会

会 長 内 山 英 樹

全国特別支援学級設置学校長協会（秋季研究協議会）第27回関東甲信越研究協議会（茨城大会）の開催にあたり、県内及び全国各地で特別支援教育の充実・発展のためにご尽力されております皆様のご参加、心より歓迎いたします。また、公私ともにご多用の中、茨城県教育庁特別支援教育課長 飯塚裕治様、土浦市教育委員会教育長 富永善文様、茨城県校長会会長 長澤勤様をはじめ多くのご来賓の皆様にご臨席を賜りましたこと、誠に有り難うございます。

この茨城大会を開催するにあたり、3年前に実行委員会を立ち上げ、本県の特別支援教育についての課題は何か、学校長として今の課題は何か、茨城大会では何を提案できるかを話し合いました。茨城県の10年間を調べてみますと、特別支援学級設置学校数は小中学校合わせて約120校増加し現在は695校、特別支援学級に在籍する児童・生徒数は約2倍増の約5,113名になっております。

各学校においては、障害の多様化・重度重複化、特別支援教育に対する保護者からのニーズが高まるとともに、児童生徒一人一人のニーズに応える教育の充実が期待されているところであります。特別支援教育も4年目を迎え、各小・中学校においては様々な実践と努力により成果が現れてきているところですが、反面課題が出てきているのも現実であります。例えば、本県では、新任の特別支援学級担当者が毎年150人以上にもなっていることが課題の一つとしてあげられます。学校長としては、経営上誰に担当させたらよいのか、専門性を身に付けさせるための研修の時間をどのように確保したらよいのか、また、担当者を計画的にどう育成していけばよいのか等考える必要があります。更には、特別支援学級担当経験の浅い先生方に対する指導面での適切な助言や個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成についての助言、在籍する児童生徒の将来に何が必要なか等、自校職員や保護者にも特別支援教育の理念や方針等についても語る必要に迫られるところも出てまいります。そこで、本大会では、「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」というテーマのもと、自立と社会参加を目指して、学校、医療、家庭・地域が手をつなぐというサブテーマを設定いたしました。

研修Ⅰでは、医療面から「発達障害の理解と支援」という題で学校に望むことを含め、筑波大学大学院教授 宮本信也先生からご講話をいただきます。研修Ⅱでは、茨城県板東市立岩井中学校長 高橋文也先生から文部科学省より指定を受け、先進的な研究を進めている学校の校長としての立場で発表いただきます。また土浦市教育委員会指導主事 栗山加代子先生からは、グランドモデル推進事業の報告をしていただきます。尚、土浦市教育委員会からは本大会に参加しております校長先生方全員に貴重な資料をいただいております。研修Ⅲでは、社会福祉法人あおぞら共生会副理事 明石洋子先生から、「自立への子育て」～地域で豊かに生きるため～という題で母親の立場からご講話をいただくことになっております。校長として、障害のある児童生徒一人一人の将来を見据え、個々の特性やニーズに応じた本質的な教育課題である「生きる力」の育成についてもう一度振り返り、特別支援教育を更に充実させてまいりたいと思います。

さて、平成18年12月、国連総会本会議において「障害者権利条約」が採択され、平成22年6月には、「障害者制度推進会議」が第1次意見（素案）として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」としてまとめたものが閣議決定されました。以後、文部科学省では「特別支援教育のあり方に関する特別委員会」を設置し、細部にわたり本格的に検討・論議が展開されているところです。

その中でも、「特別支援学級に関する規定はインクルーシブ教育に反してしまうのか。」「障害のある児童生徒の地域にある学校への学籍の一元化は、真に児童生徒の自立と社会参加に結びつくのか。」「就学先の決定は、いかにして本人・保護者の意見を尊重して選択権を保証していけば良いのか。」等々は、特別支援教育の根幹に係る内容であります。（キーワードは inclusive education system）

めまぐるしく変化する時代の中、我々校長は、全ての子どもたちに心豊かな学校生活を送らせ、自立する力を育成できるような学校経営を推進し、常に新しい情報を集めながらも、時代には流されず、目の前にいる児童生徒のニーズに応えることが大切であると考えます。

最後になりましたが、本大会の開催にあたり、多くのご支援、ご協力をいただきました関係各位の皆様方に深く感謝申し上げます。

# 大会実施要綱

- 1 研究主題 「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」  
—自立と社会参加を目指して、学校、医療、家庭・地域が手をつなぐ—
- 2 主 催 全国特別支援学級設置学校長協会  
茨城県特別支援学級設置学校長協会
- 3 後 援 茨城県教育委員会 土浦市教育委員会  
茨城県学校長会 日本教育公務員弘済会茨城支部  
茨城県教育研究会
- 4 日 時 平成 22 年 10 月 29 日(金) 10:00～16:10
- 5 会 場 土浦市民会館  
茨城県土浦市東真鍋町 2-6 TEL 029-822-8891

10:00	10:30	11:00	12:00	12:50	14:20	14:35	16:00	16:10			
受付	開 会 行 事	研 修 1	講 演	昼 食 ・ 休 憩	研 修 2	事 例 発 表	質 疑 ・ 講 評	休 憩	研 修 3	講 話	閉 会 行 事

## 6 大会日程

### ○開会行事

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ
  - (1) 全国特別支援学級設置学校長協会 会長 河本 眞一
  - (2) 平成22年度全国特別支援学級設置学校長協会秋季研究協議会  
第27回関東甲信越地区研究協議会 実行委員長 内山 英樹
- 3 来賓祝辞
  - (1) 茨城県教育庁 特別支援教育課長 飯塚 裕治
  - (2) 土浦市教育委員会 教育長 富永 善文
- 4 来賓紹介・祝電披露
- 5 閉会のことば

○ 研修1 講演

筑波大学 大学院人間総合科学研究科教授 宮本 信也

○ 研修2 事例発表

(1) 茨城県坂東市立岩井中学校長 高橋 文也

(2) 茨城県土浦市教育委員会指導主事 栗山 加代子

○ 研修3 講話

「自立への子育て～地域で豊かに生きるために～」

～理解と支援の輪を広げ、そして「お仕事ががんばります！」と自己決定する人に育って～

社会福祉法人あおぞら共生会副理事長 明石 洋子

○ 閉会行事

1 開会のことば

2 あいさつ

(1) 全国特別支援学級設置学校長協会 会長 河本 眞一

(2) 第27回関東甲信越地区研究協議会 実行委員長 内山 英樹

3 次期開催地区代表あいさつ

平成23年度全国特別支援学級設置学校長協会秋季研究協議会

第28回関東甲信越地区研究協議会

(千葉県特別支援学級設置学校長協会会長) 田邊 光子

4 閉会のことば

## 発達障害の理解と対応

筑波大学大学院人間総合科学研究科

大学院教授 宮本信也

### 1. 発達障害とは

発達障害について、世界的に統一された定義は現時点では存在しない。そのような状況は、医学、教育、福祉など、対応する領域において、発達障害のとらえ方が異なることが一つの背景となっている。ここでは、医学の視点から見た発達障害の概念を示す。

発達障害とは、以下の特徴のすべてを満たす状態をいう。

- ①高次脳機能の発達特性（遅れ・偏り・歪み）がある。
- ②高次脳機能の発達特性は原則として非進行性である。
- ③高次脳機能の発達特性のために生活上で著しい困難（適応行動の問題）を生じている。
- ④高次脳機能の発達特性は発達期（18歳未満）に生じている。

#### 1) 発達の遅れ・偏り・歪み

高次脳機能の発達特性とは、それ自体が「問題」や「障害」ということではなく、「平均からの大きな隔たり」を意味する。この発達特性には、大きく「発達の遅れ」、「発達の偏り」、「発達の歪み」、という3つの状態が存在する。発達の遅れは、成績、つまりはどれだけできるかという形で外に現れる。発達の偏りと歪みは、行動、つまりはどのようにやれるかという形で外に現れる。

#### 2) 非進行性

非進行性とは、その特性が自然に悪くなることはないということである。発達障害における高次脳機能発達の遅れ、偏り、歪みは、年齢と共にどんどん進行して悪化することはない。むしろ、適切な関わりにより、前よりもできるようになり、適切な行動が取れるようになっていく。

#### 3) 生活上の困難（適応行動の問題）

高次脳機能の発達特性を持っていたとしても、生活上で困ることがなければ発達障害という必要はない。その人は、特に支援を必要としていないからである。実際、そのような人はたくさんいると考えられている。日常生活や社会生活において、その人が自分の努力だけでは解決できない困難を抱えているときに支援の必要性が出てき、発達障害と判断する意味が出てくることになる。この生活上の困難は、適応行動の問題としてまとめられる。適応行動の問題は、生活を送る上で必要な概念的スキル、社会的スキル、実用的スキルの習得や習熟に困難があり、そのため、実際の生活において支障・不利益をきたしている状態のことをいう。

#### 4) 発達期の出現

発達期とは、通常18歳未満までの期間をいう。発達障害の場合、その発達特性は発達期から出現していることが条件となる。もし、発達特性が成人になって初めて出現した場合には、発達障害ではなく脳の病気を考えることになる。

## 2. 発達障害の概要

### 1) 発達障害の分類

発達障害の概念については、医学領域においても必ずしも意見の一致を見ている訳ではないが、現時点での一般的な考え方による大きな分類は、①知的障害（精神遅滞）、②広汎性発達障害、③発達の部分的障害、④注意欠陥多動性障害の4種類になる。ただし、実は、注意欠陥多動性障害は、精神医学領域では発達障害ではなく行動障害の中に位置づけられている。しかし、臨床医学の多くの分野では、発達障害の一つとして扱われているのが一般的である。

### 2) 個々の発達障害の概要

#### (1) 知的障害

知能障害と適応行動の問題の両方が発達期に現れるものをいう。知能障害は、個別に行われる知能検査で知能指数 (IQ) 70 以下の場合をさす。知的障害は、知能障害の程度により、軽度 (IQ70 ~ 50)・中等度 (IQ35 ~ 49)・重度 (IQ20 ~ 34)・最重度 (IQ ~ 19) の4段階に分類される。軽度知的障害が全体の約 85%と圧倒的に多い。

#### (2) 広汎性発達障害

典型的な自閉症に限らず、自閉症に似ているが少し違うという、いわゆる自閉的な特徴を持っている状態の総称である。5つの下位タイプに分けられているが、代表的なものは、自閉症、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障害である。アスペルガー症候群とは、知能障害とことばの遅れがない自閉症といえるものである。なお、知能障害のない自閉症を高機能自閉症と呼ぶこともある。特定不能の広汎性発達障害とは、自閉症に似ているが自閉症の特徴を完全には満たさないものをいう。

#### (3) 発達の部分的障害

発達のある領域だけに大きな問題を示すものである。学習障害、コミュニケーション障害、運動技能障害の3種類がある。

学習障害の概念は、医学領域と教育領域で異なっている。医学領域の学習障害は、英語表記では learning disorders とされ、読字、書字、算数（計算）の障害に限定される。教育領域でいう学習障害は、英語の learning disabilities の訳であり、「聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する」の6つの学習能力の障害をいう。「聞く」と「話す」ことの障害は、医学領域では、コミュニケーション障害に分類されている。「推論する」ことの障害に相当する医学領域の診断分類は、現時点では存在しない。

コミュニケーション障害には、話されたことばの理解はよいが話すのが遅れている表出性言語障害と、話すことの遅れと話されたことばの理解も悪い受容表出混合性言語障害がある。この他、発音の問題である音韻障害があるが、音声障害として分類される方が一般的である。

運動能力障害に含まれるのは、発達性協調運動障害だけである。実際の年齢や発達段階に比べて、協調運動を必要とする日常生活動作が著しく劣っているものである。運動発達の遅れ（座位、ハイハイ、歩行など）、不器用、スポーツが下手、字を書くのが下手、動作がぎこちない、動きがゆっくり、バランスが悪い、などが見られる。

#### (4) 注意欠陥多動性障害

精神年齢に比べて不適当な注意力の問題、多動性、衝動性を示すものである。集中困難、気が散りやすい、うっかりミスが多い、物忘れしやすい、物をなくしやすい、よく動く、多弁、待つことができない、などが見られる。英語名 Attention-deficit/Hyperactivity Disorder の頭文字をとってわが国でも ADHD と呼ばれることが多い。

## 特別な支援が必要な生徒に対して、一人一人の 教育的ニーズに応じた指導を行うための 教育課程の編成の在り方等に関する研究開発

茨城県坂東市立岩井中学校

校長 高橋 文也

### 1 本校の概要

本校は生徒数 762 名、教職員 47 名、通常の学級 21、知的障害学級 2、自閉症・情緒障害学級 2 という大規模校である。知的障害学級には 10 名の生徒、自閉症・情緒障害学級には 9 名の生徒が在籍している。通常の学級に在籍しながら学校適応で学習室を利用している生徒が 8 名、数学の学力補充の目的で 2 名の生徒が学習室を利用している。

これまで本校の特別支援学級在籍生徒の半数近くが高校に進学してきており、21 年度は、高校に 3 名、特別支援学校に 1 名が進学した。22 年度の 3 年生 10 名は全員が高校への進学を希望しており、その希望実現を考慮した教育課程の編成の必要に迫られている。

思春期の生徒たちは、精神的に大きな変化の時期にさしかかって、自己認識の確立や親からの精神的自立、将来の進路選択などさまざまな葛藤に直面している。障害のある児童生徒にとって、学習面のつまずきへの支援は、行動面、対人関係面への支援とともに、その障害特性に応じた対応が求められる。生徒の学習への不安全感は自己評価の低下を招き、不登校などの二次的障害につながる場合も多くその予防的対応が喫緊の課題となっている。

### 2 研究の概要

すべての生徒の生活の基盤を通常の学級におき、特別な支援が必要と思われる生徒に対して、単一学年（複数にまたがらない）構成の特別支援教室（以下学習室）を設置する。教科担任制の徹底を図り、通常の学級での配慮的指導、特別支援教室における自立活動などの内容を付加した教科指導、自立活動等の教育課程の編成の在り方や評価、教員研修の在り方についての一指針例を示す。

### 3 研究の内容

- (1) 生徒の生活の基盤を通常の学級に置き、必要に応じて教科学習ができるよう、各学年に同一学年で構成した下学年学習対応の学習室、当該学年学習対応の学習室の計 6 教室の特別支援教室を設置し、その運営の在り方と課題を探る。
- (2) 生徒の学力測定や実態把握に基づき、個別の支援計画、指導計画を作成する。
- (3) 生徒の多様な進路希望に応えることのできる教育課程の編成の在り方を探る。
- (4) 教科担任制を活かした、通常の教科担任の配慮指導、特別支援教室における自立活動などの内容を付加した教科指導の在り方、自立活動等の指導の在り方を探る。
- (5) より多くの教員が特別支援教室での授業に関わり、その工夫を通常の学級での分かりやすい授業に繋げ、通常の学級においても個別のニーズに応じたよりきめ細やかな教育を実現するための研修・授業改善に取り組む。

## 4 成果と課題

### (1) 生徒への効果

ア 学習室を学年教室の中央に配置したことにより、教室移動の抵抗感が少なくなり、利用しやすくなった。学習室利用者の生活の基盤が通常の学級にあるため、行事の連絡や授業の変更が確実に伝わり、学級への帰属意識が高まるなどの効果があった。

イ 互いの個性を認められるようになってきており、学び方の違いを受け入れ、それぞれを認め合い、励まし合える気風が醸成され、学級集団の成長が図られた。

ウ 対象生徒が課題となる学習や行動のスキルを習得したことで、見通しを持った学習及び生活ができるようになり、トラブルの減少や自尊感情の面で効果が見られた。

エ 生徒のニーズに応じて、特別支援教室を利用することで、学習に困難を感じたり、学校生活に適応しにくくなったりした場合でも、気軽に利用できるなど、生徒の学習室利用への抵抗が少なくなってきた。

### (2) 教師への効果

ア 学習室の生徒が理解に苦しんでいるところを分かりやすく教えようと工夫することが通常の学級での授業に生かされ、授業がよく分かるという生徒の割合が増えた。

イ 特別支援教室構想の成否は、特別な教育的ニーズを有する生徒へのかかわりと同時に、受け軸となる通常の学級集団をいかに高めていことが大切であるかを共通理解できた。学級経営に「インクルージョン」の発想が取り入れられ、運動会や文化祭において、学級担任が学級をよくまとめ、支援チームと連携をとって、支援対象生徒も包み込んだ練習風景が随所に見られるようになった。

ウ 教師個人の支援から、チームでの支援、ネットワークでの支援へと意識・認識が変わってきている。

### (3) 学校運営への効果

ア 中学校区の特別支援教育の情報交換の連携ができつつある。特に教材の共同開発により、小中の教材の連続性が確保できるようになりつつある。

イ 不登校解消支援チームと特別支援チームが協力してケース会議を開くことによって、生徒の学校適応が促進できるようになった。

### (4) 保護者等への効果

ア 個別の指導計画を保護者と共同作成したり、保護者会を持ったりしたことで、保護者の教育への理解が進み、安定した心理状態になっている。

イ 子どもの特性を理解し、その良さをのばすための進路について積極的に検討できるようになってきた。

### (5) 課題

ア 小学校・高校とも連携を図り、支援の一貫性や自立活動・生活単元学習・作業学習について内容の系統化を図っていく必要がある。

イ 障害に対する理解や支援の工夫について教師一人一人の専門性を高めていく研修が必要である。

ウ 通常の学級においても、グループ学習や調べ学習などの多様な学習形態、および学び合いをさらに進めていくための授業研究を積極的に進めていく必要がある。

## 研修 2 事例発表(2) 研究開発課題

# 「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業 グランドモデル地域（土浦市）の取組」 ～土浦モデル＝支援をつなぐ体制づくり～

茨城県土浦市教育委員会

指導課 栗山 加代子

## I はじめに

本市は、今年市制 70 周年という節目の年を迎える。東に我が国第二の広さを誇る霞ヶ浦、西に万葉の世から名峰と謳われた筑波山を臨む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある中核都市として発展してきた。平成 18 年には新治村と合併し、平成 22 年度 4 月現在で 144,263 人が暮らす都市となっている。市内には土浦市立保育所 10、幼稚園 6、小学校 20、中学校 8 校があり、小学校には特別支援学級 16 校、中学校には全校に特別支援学級が設置されている。また、発達に特別な配慮を必要とする幼児対象の療育機関として療育支援センターがあり、そこには、「つくし療育ホーム」「つくし学園」「ことばの教室」が設置されている。

## II グランドモデル地域での実践（5つの取組）

### 1 連携協議会の設置

#### (1) 委員（23名）

- ア 行政関係（保健・福祉・教育・労働）
- イ 教育関係者（保・幼・小・中・高・特）
- ウ 学識経験者（大学教授・医師）

#### (2) 協議内容

- ア 関係機関の連携方策や課題協議
- イ 5つの取組についての協議

#### (3) 成果と課題

- 市の関係部局（保健・福祉・教育）が課題を共有し、連携が強まった。
- 各課の課長や学校関係の代表等で委員が構成されていたため、それぞれの機関の理解が深まり、他の4つの事業内がスムーズに推進された。
- △ 事業内容を周知することに時間がかかってしまい、協議すべき内容について協議することが十分にできなかった。

### 2 相談支援ファイルの作成と活用

#### (1) 作成委員（ワーキングチーム）（16名）

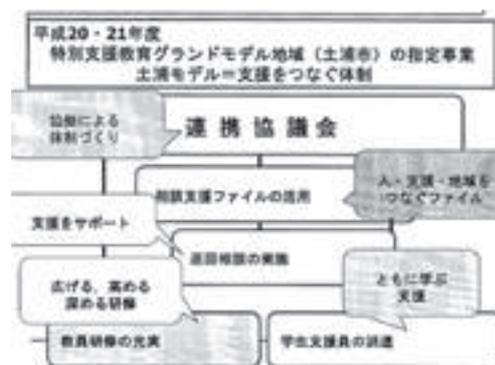
- ア 行政関係（保健・福祉・教育）
  - イ 教育関係者（保・幼・小・中・高・特）
- 各機関の実務担当者

#### (2) ワーキングチーム会議の実施（年5回）

- ア 相談支援ファイルの検討
- イ モニタリングの実施と分析、ファイルの内容改善

#### (3) ファイルの体裁・内容・活用方法等

- ・ A4版、加除可能なものとする。いつ、何ができるようになったという視点で書く。
- ・ 保護者が管理し、当該幼児児童生徒の支援に係る必要な情報を支援機関に提示する。
- ・ 発達の経過等について「乳児期」「幼児期」「小・中学校期」「高等学校期」「青年期」のライフステージごとに記入する。



- ・「相談支援ファイル」「相談支援ファイル書き方例」を製本したものや「紹介用リーフレット」を市障害福祉課などの市関係諸機関，市内公立保・幼・小・中学校，保健所，児童相談所等に設置するとともに，土浦市教育委員会のホームページに掲載する。

#### (4) 成果と課題

- モニタリングにおける保護者の声から
  - ・ファイルを通して支援者と子どもの目標や支援方法を考えたりすることができるので不安が軽減された。＊学校と子ども，保護者をつなぐツール（道具）
  - ・子どもに関する情報を共有するための有効な資料となる。
- ワーキングチームのメンバーが各機関の作成支援者になるため，担当者同士の理解・連携が深まった。
- △ 今後も改善，手直しが必要。

### 3 巡回相談の実施

#### (1) 巡回相談員（12名）

- ア 学識経験者(大学教授，大学研究員)    イ 教育関係者(特別支援学校，福祉・療育・教育)

#### (2) 内容

- ア 計画的な訪問（1学期に全小学校，特別支援学級担任2年次を対象として実施）
- イ 要請による訪問（平成21年度93件）

#### (3) 成果と課題

- 教員の相談に応じることで，教育内容等の改善を図ることができた。
- △ 早期療育相談員と巡回相談員の連携による支援体制の充実を図る。

### 4 教員研修の充実

#### (1) 対象

- ・市内特別支援学級担任，通常学級担任，特別支援教育支援員

#### (2) 内容

- ・検査結果を支援にどういかすか（検査結果の分析方法）
- ・疑似体験を通して児童生徒を理解する

#### (3) 成果と課題

- 障害のある幼児児童生徒にかかわる上で必要な研修を受け，より適切な支援を行うことができた。
- 検査結果の分析方法と子どものよさ（強さ）をいかす大切さがわかった。
- △ 教職員の資質向上のため実態を把握し，内容を検討していく必要がある。

### 5 学生支援員の活用

#### (1) 協力校

- ・筑波大学，茨城大学（平成21年度合計6名）＊平成20年度は県立医療大学も

#### (2) 内容

- ・教員志望の学生をボランティアとして学校に派遣，児童生徒の支援をする。
- ・期間：9月～12月 延べ実施日数70日合計260時間（平成21年度）
- ・報酬1回1,000円

#### (3) 成果と課題

- 児童が安定した気持ちで授業に参加できるようになった（学校から）
- 長期にわたって児童に関われたことにより学ぶことが多かった（学生から）
- △ 交通費が報酬以上にかかる地区があった。報酬ではなく，交通費にするなどの改善が必要。
- △ 打ち合わせ時間の持ち方，記録（日誌）の活用

## Ⅲ 平成22年度の取組

- 市の事業（特別支援教育推進事業）として，昨年度までの取組を継続（5つの取組を継承）

### 研修3 講話

## 「自立への子育て～地域で豊かに生きるために～」 ～理解と支援の輪を広げ、そして「お仕事ががんばります！」と自己決定する人に育って～

社会福祉法人あおぞら共生会 副理事長

川崎市自閉症協会 会長 明石 洋子

「本人の思いを育て、自立する力や自己決定できる力を育てる」ことを子育ての方針に、  
「選択肢の多い地域の中で充実した人生を」と環境整備と啓発を親の運動方針として

ノーマライゼーションの理念を知った30年以上前、徹之が徹之らしく、私が私らしく、家族の皆が「自分らしく生きる」為には、私は「ありのままの徹之」を受け入れ、専門家のアドバイスを受けながら、自閉症の特性を理解し、地域の方々と徹之とのパイプ役になって、適切で豊富な働きかけをいただきながら子育てしたいと思いました。日本も、障害者を入所施設に隔離するのではなく、当たり前地域で暮らし、地域の構成員として生きる社会になればいいなと思い、「地域で共に生きよう」と決めました。自分の人生を自分で決めた（自己決定した）以上、私は、苦しい時は発想の転換をして、「パニックは私が気持ちを分からないだけ、彼に強い意志がある証拠、思いを育てるチャンス！」と考え、「こだわりは、知恵がフル回転している証拠、利用しない手はない」と、また「超多動は好奇心旺盛ゆえ、いたずらも隣人との関係作り」と、ポジティブに考え直し、足が震えながらも、徹之と共に地域に飛び出しました。

試行錯誤の37年間は、想像力を働かせての「知恵と工夫の子育て」の日々でした。

「障害者が不幸と思えるのは生きる場が狭まれて、特に親亡き後は、入所施設以外選択肢がないから」と気づき、入所施設以外の生きる場の拡大のため、「汗も流そう、お金も出そう」の心意気で、地域資源を開拓しながら、仲間や支援者を見つけていきました。

「幸せになる道は地域の中にきっとある」と信じ、また彼の成長をあきらめることも値切ることもしませんでした。地域の人々の理解と支援の輪が広がり、重度の知的障害と自閉症の彼は、高校受験、公務員受験にチャレンジしました。保護される道を選ばなかった親は、「お仕事ががんばります」と毎日元気に仕事場（夢見ヶ崎動物公園）に出かけていく、幸せそうなわが子の後姿を見ながら、これでよかったと、ほっとしています。

（地域との交流、公務員就労までの子育て等を、3冊の本に書いています。またNHKや韓国放送公社等8本のドキュメント番組がありますので、関心のある方は見てください。）

37年間の地域で共に学び共に働き共に暮らしている様子をパワーポイントにて。

#### PPT1 「自立への子育て～地域で豊かに生きるために」:

親のエネルギーはわが子の笑顔・親は最高の理解者支援者になろう・思いを育て、思いに寄り添う・「人が好き」になる子に・自己決定できる子に・人の支援あつての自立を

#### PPT2 「専門家・当事者から学ぶ」:

施設か地域かゆれる心・ノーマライゼーション・同情や哀れみでなく理解と支援を（当事者性を学ぶ）・治療より地域での自立を子育ての目標に（教育の重要性）・発想の転換、プラス思考で（パニック・こだわり・超多動を逆転の発想で⇒理解者支援者ができる）

**P P T 3 「スキルの獲得：失敗から気がついたこと⇒好きなことから」：**

人の成長の基礎は「人が好き」・「できない」ことは支援の手立てを考える・「できる」ことに視点を（こだわりを利用して自立のスキルを獲得⇒好きが職業に）・「肯定的な生き方」は肯定的な言葉かけから・自信（自己肯定感）がチャレンジ精神を育む  
「知恵と工夫で、〇〇作戦を」おはよう大作戦・チョコレート大作戦・お仕事大作戦等々

**P P T 4 「どう育てるか・どう暮らすか」：**

主体性・自主性を育む・合理的配慮の支援とは・応用が利かないので最初から本物の地域の中で①社会のルール②自立のスキル③人との関わり方を教える・100という価値観を転換して（親が不幸な存在と自ら位置づけることが差別感を助長）・差別や偏見、哀れみや同情は「知らない」から⇒とにかく「知る」・支援あつての自立・本人を知り理解し工夫する支援者を地域に増やす・社会の啓蒙（心のバリアフリー）

**P P T 5 「支援方法を考えよう」：**

強度行動障害は二次障害・わからないからできない・伝え方を工夫しよう「分かる方法で⇒具体的・視覚的・肯定的」・わかればできる・叱られない⇒人が好きになる環境作り・正しい理解と適切な支援で思いを育てる⇒思いが育った子は必ず自立する

**P P T 6 「鍵は自己決定・支援を受けた意思決定」：**

自分らしく生きるには・治療や保護の「客体」でなく人権の「主体」へ・支援の本質とは・幼い時から「選ぶ」ことを積み重ねて・合理的配慮としての支援を受けた自己決定（合理的配慮の欠如は権利条約では違反となる）・思いを引き出し思いに寄り添うスキルを・自分の人生を自分で決める⇒支援者が増える・代行決定の成年後見制度の矛盾（問題点）

**P P T 7 「地域であたり前に暮らす・自分らしく地域で生きるシステム作り」：**

必要なサービスがないなら自ら欲しいサービスを作ろう・①日中活動の場②暮らしの場③地域生活支援が「地域生活必須」の三点セット・地域はリスクが大⇒権利擁護が最重要・保護される権利から参加する権利・豊富な選択肢・入所施設は目に見える親の安心

**P P T 8 「安心した地域生活は身近な人の支援から」：**

権利擁護の3層構造・地域での見守り・警察, 交通, 医療特に街の薬局の関与（障害者サポートの店）・隣の市民後見人・地域住民による地域住民のための権利擁護事業・街の中の安全のための仕組み⇒街づくり

**付録：P P T 9・P P T 10 「ライフステージにおける支援の実際」(実践)：**

1. 保育と療育の時代＝障害の受容と、「地域に生きる」大切さを学ぶ
2. 義務教育の時代＝自立のスキルの獲得と、地域の理解と、生きる場の拡大を実践
3. 義務教育以降＝「地域で働き、地域で暮らす」を支えるシステムづくりを  
日中活動の場・暮らしの場・地域生活支援・就労・啓発・権利擁護・・・  
全て地域の協力があつてこそ実現が可能・障害の軽重は「社会との関係性」（環境）！

---

---

## 表紙・イラストについて

---

---

### 太田 頼 孝 さんの紹介

\*\*\*\*\*  
土浦市在住(S 50 年生まれ)。幼少の頃より動物を見ること、描くことが大好きで、これまでに描いた作品は数千枚にのぼる。自閉症という障害がある頼孝さんが、フェルトペンで数分間の内に描き上げる動物たちは特徴がよくとらえられ、ほのぼとして、見る人の心を打つ。H 10 年から土浦、水戸、銀座、つくばなどで個展を開き、同市議会や同市社会福祉協議会の広報誌の表紙をはじめ、同市に本店を置く関東銀行(現・筑波銀行)のカレンダーにも採用された。

\*\*\*\*\*



